

第 7 1 号議案

志木市学童保育条例の一部を改正する条例

志木市学童保育条例（昭和 5 1 年志木市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中備考以外の部分を次のように改める。

世帯の階層区分				保育料（月額）
A	生活保護世帯			0 円
B	当該年度（規則	非課税		0 円
C 1	で定める期間にあつては、前年度）分の市町村 民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の額による区分	95,000 円未満	4 , 0 0 0 円
C 2			95,000 円以上 186,000 円未満	5 , 0 0 0 円
C 3			186,000 円以上 258,000 円未満	6 , 0 0 0 円
C 4			258,000 円以上 397,000 円未満	7 , 0 0 0 円
C 5			397,000 円以上	8 , 0 0 0 円

別表第 1 備考第 3 号イ中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 備考第 3 号イの改正規定は、公布の日から施行する。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

志木市長 香 川 武 文

提 案 理 由

受益者負担の適正化を図るため、世帯の階層区分及び保育料の額の見直し等をしたいので、地方自治法第14条第1項の規定により、この案を提出するものである。